



Title	フランスの共同会計監査役制度
Author(s)	蟹江, 章
Citation	経済學研究, 66(1), 3-12
Issue Date	2016-06-09
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/62332
Type	bulletin (article)
File Information	ES_66(1)_003-012.pdf



[Instructions for use](#)

フランスの共同会計監査役制度

蟹 江 章

1. はじめに

フランスでは、1966年7月24日付商事会社法(Loi sur les sociétés commerciales du 24 juillet 1966)によって共同会計監査役制度(co-commissariat aux comptes)が導入された。この制度は、当初、資本金が5百万フランを超える株式会社(société anonyme)および資本公募会社(sociétés qui faisaient appel public à l'épargne)に対して、共同で法定監査職務を担う正式な(titulaire)2人の会計監査役を指名することを義務づけるものであった。その後、1984年に、対象を連結計算書類(comptes consolidés)公表会社に変更するなどの改革を経て今日に至っている。この間、同様の制度がチェンジア、インド、南アフリカなどでも採用されている(一時デンマークも採用したが、現在は廃止されている)。

1960年代のフランスでこうした独特の制度が成立した背景には、当時の監査をめぐる環境の影響があり、1980年代の改革にも相応の事情があった。また、共同会計監査役間での監査業務や報酬の配分のあり方などをめぐって、その有効性に疑問が呈されることもあった。

本小稿では、フランスにおける共同会計監査役制度導入の経緯とその展開、制度の有効性をめぐる議論、そして現状などを概観する。

2. 共同会計監査役制度の成立

すでに述べたように、フランスの共同会計監査役制度は、1966年に制定された商事会社法

によって導入された。当時、立法者がこの制度を導入する目的として掲げていたのは、大規模企業や資本を一般大衆から調達する企業における財務的透明性と安全性を強化(reforcement de la transparence et de la sécurité financière)し、不正リスクを減らすことだった(Frémeaux et Noël-Lemaître, 2009)。

会計監査役は、1935年以来、一定の能力水準を保証された者の中から指名され、資本公募会社において計算書類の監査を実施してきた。しかし、実際には、1960年代には財務的・人的資源の不足が原因で、上場会社の計算書類の証明をする監査事務所の能力は十分ではなかった(Le Maux, 2010)。企業が大規模化する中で、その財務的な透明性と安全性を確保するために、複数の会計監査役を選任し協力させることで監査事務所の能力不足を補い、これによって監査の充実を図ろうとしたのである。

しかし、1984年に、当時の証券取引委員会(Commission des Opérations de Bourse)¹⁾と政府は、会計監査役の複数制があまり効果を上げていないことを理由に、共同会計監査役制度の廃止を提案した。しかし、会計プロフェッションの反対などによって、最終的には対象を連結計算書類の公表を義務づけられている会社へと変更するという形で存続することとなった。したがって、少なくとも1社の子会社を持つ大多数の上場会社は、引き続き複数の会計監査役を指

1) 現在は、金融市場委員会(CMF)および財務管理規律委員会(CDGF)と合併して、金融市場庁(AMF)となっている。

名する義務を負うこととなったのである (Benecib, 2002)。

1984年の共同会計監査役制度をめぐる議論では、この制度を維持する目的として次の2点が掲げられた。すなわち、(1) 会計監査役の独立性および監査の質を改善すること、ならびに(2) 法定監査市場における過度の集中を制限することである。

(1) 会計監査役の独立性と監査の質の改善

共同会計監査役制度は、監査の質を表す1つの要素である監査主体の独立性を強固にするものであり、これを通じてガバナンスを改善し、監査の質を高めると主張されている (David et Mhirsi, 2011)。確かに、監査の主体たる会計監査役の独立性は、1人だけで監査職務を遂行するよりも、複数の会計監査役による方がよりよく保証されると考えることができる (Le Maux, 2013)。

会計監査役は、監査対象会社の経営陣に対して独立の立場を貫かなければならないが、それは、同一の監査事務所に所属する複数の会計監査役によるよりも、異なる複数の監査事務所に所属する複数の会計監査役による方がよりよく確保できるであろう (Frémeaux et Noël-Lemaître, 2009)。

また、共同会計監査役制度は、実施された監査手続に対する相互レビューの可能性を提供し、能力、経験ならびに専門性について補完的な複数の職業的専門家が関与することで、より質の高い監査サービスの提供を可能にすると主張されたのである (David et Mhirsi, 2011)。

(2) 法定監査市場における過度の集中の抑制

1984年に共同会計監査役制度の廃止が提案された際に、アングロ・サクソン系会計事務所の潜在的な増加に脅かされているフランスの監査事務所を保護するために、フランスの会計プロフェッションはこれに反対を表明した (Benecib, 2002)。議会も、複数の会計監査役の選

任義務を廃止することは、フランスの監査事務所に不利益を与えることになると考えた。逆の言い方をすれば、共同会計監査役制度を維持することは、フランスの大企業の監査契約の大半が、アングロ・サクソン系大手会計事務所と締結されることを避けるための手段となると考えられたのである (Frémeaux et Noël-Lemaître, 2009)。

実際、共同会計監査役制度の廃止提案を受けた議会において、次のような見解が示されていた (原・川村, 2002)。

国際的に巨大な会計事務所のみが—それらはすべてアングロ・サクソン起源のものであるが—国際的な金融市場で一定の評価を得ている。あり得ることは、もしわれわれが、ここで複数会計監査役選任の義務を廃止するならば、外国に子会社があるフランスの会社や、国際金融市場で資金を調達しなければならないフランスの会社は、第2の会計監査役に依存する必要がないので、1人の会計監査役のみを任命する傾向となるであろう。そうすると、それは国際的に認知を受けた会計事務所、すなわち、アングロ・サクソン系の会計事務所に頼ることとなる。このような状況はフランス系の会計事務所を不利にして、その拡張の可能性を減らし、外国での知名度と影響力を減少させることとなる。これはわが国の国益に反することとなる。

監査の質の改善や企業の財務的透明性および安全性の確保のように、共同会計監査役制度を維持することの積極的な理由ではないが、当時のフランスにおける監査環境を考慮すると無視し得ない事情であったことが窺える。少なくとも、こうした危機感が、フランスにおいて今日まで共同会計監査役という特徴的な制度を維持させてきた1つの要因であることは間違いないであろう。

3. 共同会計監査役制度の枠組み

商法典 (Code de Commerce) の第 823-15 条は、「個人または企業が 2 人の会計監査役を任命しなければならないとき、会計監査役は職業的実施基準の規定にしたがって、計算書類の作成条件および方法に対する対審的調査を協力して実施する。(以下、省略)」と規定している。この規定からも分かるように、共同会計監査役による監査は、複数の会計監査役によってそれぞれに実施される二重監査ではなく、独立した 2 人の会計監査役が協議・調整を行いながら実施する共同監査なのである (Ach, 2012)。

『会計監査役職業倫理規程』(Code de déontologie de la profession de commissaire aux comptes) では、複数の会計監査役による職務の実施について、「個人または企業の計算書類が複数の会計監査役によって証明される時、会計監査役は、別の職業的実施組織、すなわち、共通の経営者を持たない、資本または財務的關係がない、そして同じネットワークに組み込まれていない組織に属していなければならない。」(第 17 条第 1 項) と規定されており、単に複数の会計監査役が共同で監査を実施するというのではなく、会計監査役自体が相互に完全に独立していることが要求されているのである。

会計監査役全国協会 (Compagnie Nationale des Commissaires aux Comptes) が設定する『職業的実施基準』(Norme d'Exercice Professionnel; NEP) の 100 「複数の会計監査役によって実施される計算書類の監査」は、職務遂行のために共同会計監査役のそれぞれが実施すべき業務の配分原則を定めている。

それによれば、まず、それぞれの会計監査役は、計算書類に対して意見を表明できるように監査業務を実施し、意見表明に際しては、自らの監査手続によって収集した監査証拠と他の会計監査役によって収集された監査証拠を考慮しなければならない (04.)。

監査手続の実施に際しては、それぞれの会計監査役が監査対象企業の内容および環境を理解し、全体レベルでの重要な虚偽表示のリスクを評価し、共同会計監査役相互間の協議に基づいて監査アプローチ、業務計画ならびに実施すべき監査手続を決定するために重要性の基準を設定する必要がある (05.)。

実施すべき監査手続は、会計監査役相互間で協議された方法で配分されることになるが (06.)、その際の基準として、量と質が考慮される。量的基準としては、例えば、実施すべき業務に必要と見積もられる時間数が、一方、質的基準としては、監査チームのメンバーの経験や資格などがあげられる (07.)。なお、こうして行われた配分は、会計監査役間で協議して、監査職務の遂行期間中に全部または一部について定期的に見直しを行うこととされている (08.)。

それぞれの会計監査役は、実施された監査業務について相互にレビューを行う (10.)。このレビューでは、①共同会計監査役によって実施された業務が、配分の際に決定された手続またはアサーションレベルでの重要な虚偽表示リスクの評価の際に決定された手続に適合しているかどうか、②監査意見の基礎となり得る十分かつ適切な監査証拠を収集することができたかどうか、ならびに③共同会計監査役が到達した結論が適切かつ一貫しているかどうかが評価される (11.)。

共同会計監査役制度の下で形成された監査意見は、それぞれの会計監査役が署名する 1 通の監査報告書によって表明されるため、2 人による共同監査の場合には 2 つの署名が、3 人による場合には 3 つの署名が付されることになる。なお、共同会計監査役間で意見が異なる場合、その意見は監査報告書に別個に記載されることになっている (20.)。

なお、本節の冒頭でも触れたように、フランスの共同会計監査役監査は、それぞれが独自に監査手続を実施して意見を形成する二重監査ではなく、あくまでも複数の会計監査役による共

表 1 第 1 会計監査役の報酬割合 (%)

	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年
平 均	68.7	67.6	67.6	66.2	66.1	64.1	64.7	64.3	64.0	64.3
中 央	63.5	62.9	63.7	62.7	64.1	60.5	61.7	61.0	60.2	61.0
最 大	99.3	99.3	99.0	97.5	96.2	92.0	93.7	94.1	95.5	94.5
最 少	50.0	50.0	50.0	50.0	50.0	50.0	50.0	50.0	50.0	50.0
標 準 偏 差	15.3	14.7	14.0	13.7	13.0	12.6	12.2	11.8	12.1	11.4

同監査である。したがって、わが国の監査役のように、独任制を前提としたものではない。

4. 共同会計監査役間の報酬の配分

1984年に、有効に機能していないという理由で、共同会計監査役制度の廃止が提案されたことは先に触れたとおりである。

Le Maux (2004) は、2002年分から公表されている会計監査役の報酬に関する情報に基づいて、共同会計監査役の報酬の配分状況を調査した結果、第1会計監査役（最も多くの監査報酬を受け取っている会計監査役）に比べて第2会計監査役は明らかに小さな存在でしかないと明らかにした。そして、2人の会計監査役のうちの1人だけが業務の実施に必要な報酬を受け取っているのに、なぜ2人の会計監査役が必要なのか、と共同会計監査役制度の有効性および正当性に疑問を投げかけているのである。

『会計監査役の職業倫理規程』は、会計監査役の報酬について次のように規定している（第31条）。

(1) 会計監査役の報酬は、監査対象の個人または企業の規模、性質および活動の複雑性を考慮して、実施すべき監査手続の重要性に見合ったものでなければならない。

(2) 会計監査役は、業務の質を損なう恐れのある報酬水準を受け入れることはできない。

(3) 受け取る報酬の額と実施すべき手続の重要性との不均衡は、会計監査役の独立性および客観性に影響を及ぼす。

もし、Le Maux (2004) が指摘する共同会計

監査役間における報酬の不均衡が、一方の会計監査役による適切な監査手続の実施を妨げたり、独立性や客観性に重大な影響を及ぼしたりするほど大きければ、それは職業倫理規程に反することになり、共同会計監査役制度の有効性や正当性が失われることにもなる。

Le Maux (2013) は、Le Maux (2004) をさらに拡張して共同会計監査役間の報酬の配分状況を分析している。2002年から2011年について、上場会社113社を対象に、会社が支払った監査報酬総額に占める第1会計監査役の報酬の割合を調査した。その結果は、表1および図1に示す通りである。

この期間を通じて、第1会計監査役が、会社が支払った監査報酬額の7割弱程度を受け取っていたことが分かる。ただし、近年はやや減少傾向にあることには注意すべきかもしれない。

2011年から2014年について、CAC 40²⁾を構成する会社のうちフランスの基準にしたがって会計監査役の報酬を公表している会社で、共同会計監査役を2人だけ指名している28社について、筆者が同様に調査した結果を示したのが表2および図2である。

調査対象会社数に大きな違いがあり、また、会社の性格も大きく異なっている可能性があるため単純には比較できないが、CAC 40に属する会社の方が共同会計監査役間の報酬の配分割合が均衡しているように見える。なお、これら28社中23社の共同会計監査役は、Big 4系事務所同士の組み合わせである。

2) ユーロネクスト・パリの株価指数で、代表的業種に属する40銘柄で構成されている。

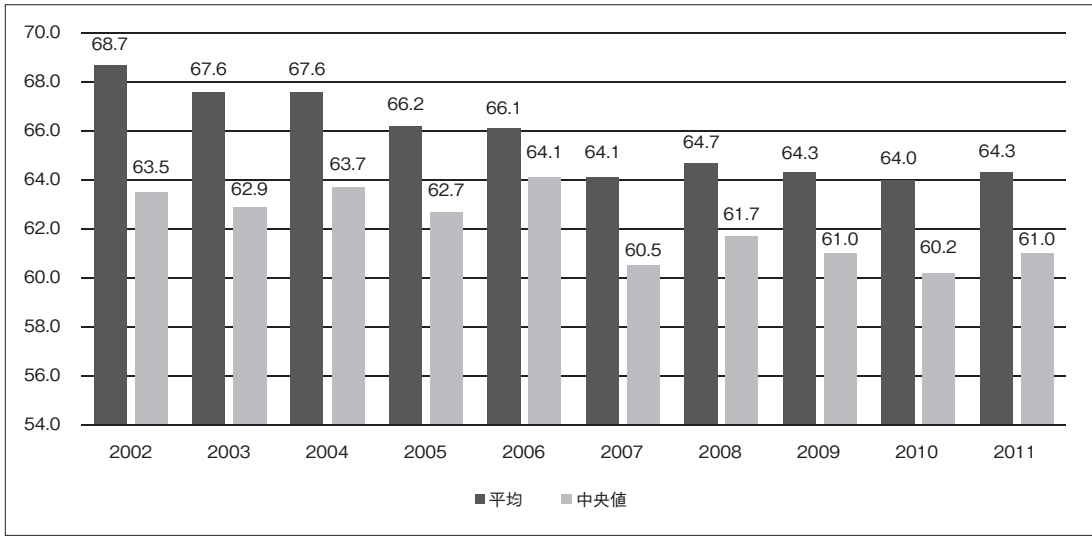


図1 第1会計監査役の報酬割合 (%)

表2 第1会計監査役の報酬割合 (CAC 40 : %)

	2011年	2012年	2013年	2014年
平均	55.9	55.4	54.7	55.5
中央値	53.0	53.8	52.5	54.3
最大	78.3	78.6	72.7	71.5
最少	50.4	50.1	50.4	50.1
標準偏差	7.8	7.8	6.9	6.2

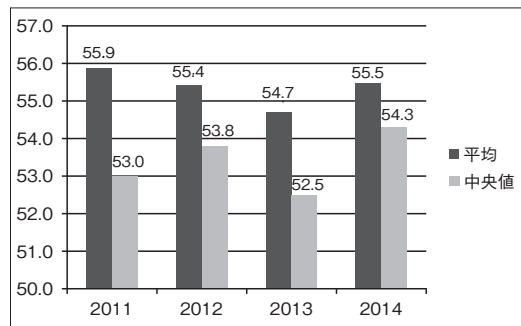


図2 第1会計監査役の報酬割合 (CAC 40 : %)

ちなみに、残りの5社はBig 4系事務所とフランスの大手会計事務所 (Mazars) の組み合わせであり、この5社だけを見ると第1会計監査役が得た報酬割合の4年間の平均は62.6%であり7ポイント余り高い。また、中央値も7ポイント余り上昇する。すなわち、Big 4系事務所とそれ以外の会計事務所との間での報酬の分配は、やや不均衡になる傾向が見られるのである。ちなみに、最大値はこの組み合わせにおけるBig 4系の事務所が得た割合である。報酬の配分は、2人の会計監査役がBig 4系事務所のどれかに属しているとき、あるいは逆に2人もBig 4系事務所には属していないときにより均衡する傾向があるという指摘もある (David et Mhirs, 2011)。

報酬額の配分が監査業務の配分を反映するとすれば、Le Mauxの調査対象については、業

務の配分にも第1会計監査役と第2会計監査役との間で若干の不均衡が存在すると推定される。しかし、これが会計監査役の独立性や客観性を損ない、適切な監査意見の形成に必要な十分かつ適切な監査証拠の入手に影響を与えるほど重大であるかどうか判断するのは難しい。

ちなみに、会計監査役のパリ・ベルサイユ地方協会が2012年に実施したインタビュー調査 (共同会計監査役の選任義務のある会社303社の経営者および財務責任者に対する電話インタビュー) によれば、71%が共同会計監査役制度は監査人のより強い独立性を保証すると考え、65%が監査の質を改善すると判断してい

るといふ結果が得られている。また、共同会計監査役制度による追加コストは、金融市場にもたらされる安全性によって相殺されると考えられている (CRCC, 2012)。ただし、これらは、経営者側の主観的意見であるという点には注意が必要である。

5. 共同会計監査役間の業務時間の配分

情報が公表されている報酬に比べて、共同会計監査役間での業務時間の配分割合について詳細に分析することは難しい。ここでは、会計監査役に対する外部監督機関である会計監査役高等評議会 (Haut Conseil du Commissariat aux Comptes; H3C)³⁾が提訴事案 (saisine) などに対して表明した意見を通じて、監査業務時間の配分のあるべき姿がどのように考えられているのかについて考察する。

(1) 2006年5月22日の意見 (H3C, 2006)

この意見の対象となった提訴事案の概要は以下の通りである。

監査事務所 A は、連結計算書類公表会社である X 社の共同会計監査役の補欠 (suppléant) 会計監査役である。正会計監査役が辞任し、A がこれを継承した。もう一方の共同会計監査役である監査事務所 B は、辞任した共同会計監査役と以前に取り決めていた監査手続の配分を修正したくないという。一方、A は、監査手続の新たな配分を行う必要があると考えていたし、総業務時間数を増やすことも要求した。

B は、全体としての業務の均衡を強めることに貢献する総時間数の「限界的」増加には同意

した。しかし、A は、B の提案では十分な時間数を確保することができないし、また、監査手続の配分の不均衡を解消できないと考えた。特に、A は、X 社の状況に照らして不十分な前年度実績に基づく全体の業務時間数と時間配分の不均衡について B を批判し、「重要事項」に関する業務の配分の均衡および業務の二重化、ならびに「重要事項」に関する業務ローテーションの実施などを要求した。

こうした状況に基づく提訴を受けて、H3C は、以下のような意見を表明し、A の要求を基本的に支持している。

2人の会計監査役による計算書類の証明という法定監査の健全な実施は、少なくとも、各会計監査役が、適切な業務計画を協議の上で決定するために、企業について十分な理解を得るとともにリスク領域を評価することが必要である。また、共同会計監査役としての職務への各会計監査役の参加を評価するために、特に、共同会計監査役のそれぞれが計算書類の証明に必要な業務を実施できること、ならびに割り当てられる時間数が均衡していることを前提とする質的および量的基準が考慮されなければならない。

商法典が要求する対審的調査 (examen contradictoire) は、共同会計監査役のそれぞれが実施した業務の相互レビューといくつかの業務を協力して実施することを含んでいる。また、業務の定期的なローテーションは対審的調査に寄与する。

(2) 2007年11月22日の意見 (H3C, 2007)

この意見は、共同会計監査役間の監査業務時間の割り当てに関する、3つのケースに対して表明されたものである。

第1のケースは、会計監査役 A に全体の75%、B に同25%の時間が割り当てられ、X社の個別および連結計算書類の監査手続に当てられたというものである。

第2のケースは、会計監査役 C に全体の80

3) 2003年に制定された金融安全法 (loi no. 2003-706 du 1 août 2003 de sécurité financière) によって創設された機関で、会計監査プロフェッションの監督と会計監査役の職業倫理、とりわけ独立性の遵守の監視を使命とする (<http://www.h3c.org/>)。

％が、Dには同20％が割り当てられ、CはY社の連結計算書類の監査と相互レビューに、Dは個別計算書類の監査とレビューにそれぞれの時間を充てたというものである。

第3のケースは、会計監査役Eに全体の47％、Fに同53％が配分され、Z社の個別計算書類の監査だけが実施されたというものである。

こうした状況について、H3Cは、共同会計監査役が、監査チームのメンバーの経験や資格のような他の基準によって、時間配分の不均衡を相殺できることを正当化しなければならないという意見を表明している。

その上で、上記3つのケースのそれぞれについて、以下のようにコメントしている。

第1のケースについては、このような時間配分は、先験的に、Bによる基準に定められた監査手続の実施を妨げるものではないが、監査チームのメンバーの経験や資格のような質的基準によって、この配分を正当化する必要があるとされている。

第2のケースについては、このような業務の配分は、時間配分が不釣り合いかどうかを評価する以前の問題であり、各会計監査役が基準に定められた全ての監査手続を実施できるようにするものではないとの意見が表明されている。すなわち、連結計算書類と個別計算書類の監査の担い手を完全に分けてしまうのではなく、それぞれの会計監査役に連結と個別の両方の計算書類の監査業務が配分されるべきなのである。

第3のケースは、外見上、個別計算書類の監査に関して基準で要求されている量的均衡の原則を満たしている、との見解が示されている。

(3) 2012年2月9日の意見 (H3C, 2012)

H3Cは、共同会計監査役制度は二重の視点を導入することによって監査の質を高めることができると考えているが、それは、業務が偏りなく配分され定期的に見直されることが前提であると指摘している。

共同で監査を実施する場合でも、次の手続は会計監査役間で分担して実施されることはできず、共同会計監査役が各自で実施するかまたは協力して実施しなければならないという。

- ・企業の理解
- ・計算書類レベルにおける重要な虚偽表示リスクの評価
- ・重要性の基準の決定
- ・業務の配分
- ・実施された業務の相互レビュー
- ・計算書類全体の整合性を検証するための分析的手続
- ・計算書類を確定させる機関のメンバーに送付された書類の検証
- ・会社のガバナンス機関および経営者とのコミュニケーション

一方、配分すべき業務について、次の4つの原則に注意を払うべきであるとしている。

- ①業務の配分の均衡を評価するための量的基準は、時間数と報酬額である。
- ②時間数と報酬額の配分は不均衡であってはならないし、業務と不釣り合いであってもならない。
- ③業務の配分は定期的に見直されなければならない。
- ④業務の配分の均衡については、会計監査役の関与全体を総体的に評価するだけでは十分ではない。

これらの原則のうち、②について、NEP 100は、共同会計監査役のそれぞれに割り当てられる時間数および報酬額を等しくすることを要求しているわけではない。一方の会計監査役が、実施すべき監査手続を実施できない程度の時間しか割り当てられないときに、業務の配分は不均衡であるとみなされるのである。要するに、共同会計監査役のそれぞれに業務を配分する際には、同時に、それを適切に実施するのに必要な時間数、ひいては十分な報酬額が割り当てら

れなければならないのである。

また、④については、業務全体としては均衡しているように見える場合でも、特定の手続のすべてを行わないというような業務の配分は、協力して監査を実施するという共同監査の趣旨に鑑み、不均衡であるとみなされる。例えば、一方が連結計算書類の監査だけを行い、他方が個別計算書類の監査だけを行うというような業務の配分は、たとえ時間数や報酬額の割合に大きな偏りがなくても、均衡した配分とはみなされないものである。

以上の点を踏まえて、H3Cは、業務の配分が均衡しているかどうかを先験的に判断するために、次のような類型を提示している。

- ・会計監査役のそれぞれに割り当てられた時間数および報酬額が60%－40%の限度内にとどまるとき、均衡した配分であると単純に推定される。
- ・会計監査役のそれぞれに割り当てられた時間数および／または報酬額が60%－40%の範囲を超えるが、70%－30%の割合を下回る際には、業務の配分が均衡しているかどうかに関して単純には推定できない。
- ・会計監査役のそれぞれに割り当てられた時間数および報酬額が70%－30%の範囲を超えているが、90%－10%の割合に達していないときは、質的基準を考慮することによって抗弁することが可能な不均衡な業務の配分であると単純に推定される。しかしながら、この状況は、専門職的实施基準の精神を尊重するために、早急に業務の配分の均衡回復を図らなければならない。
- ・会計監査役のそれぞれに割り当てられた時間数および報酬額が90%－10%の割合に達しているかまたはその範囲を超えているときには、業務の配分は不釣り合いであり必然的に不均衡であると結論づけられる。

H3Cが提示する先験的な判断基準は、利害関係者にとっては、監査の質を評価するための

1つの指標にはなり得るかもしれない。しかし、形式的な基準を設けてこれを満たしているかどうかを判定するだけで、監査手続の質を保証できるわけではない。業務の配分の均衡を含めて、適切な品質レビューなどを実施することによって、監査手続の実施状況を評価する必要がある。

6. 監査市場における集中の抑制

共同会計監査役制度を維持する理由の1つとして、アングロ・サクソン (Big 4) 系事務所による監査市場の寡占からフランスの監査事務所を保護するというものがあった。最後に、この目的がどの程度達成されているのかについて見ておく。

表3は、CAC 40 構成会社のうち、フランスの基準にしたがって監査報告書を作成している会社35社について、2011年から2014年に共同会計監査役としてどのような監査事務所を選任しているかをまとめて示したものである。

ローカル事務所で共同会計監査役として選任されているのは、Mazarsである。Mazarsは、1940年にフランス西部のルーアン (Rouen) 近郊で会計事務所を開業した創設者である Robert Mazars の名を冠した会計・監査事務所である。2013年現在、世界73カ国に事務所をもち、15,000人を超える専門職を擁している。Big 4系ではないが、規模を考えればグローバル事務所だということができる。

1984年に共同会計監査役制度を維持するかどうかが議論された際には、Big 4系事務所による監査契約の寡占を抑止することが目的の1つとされた。しかし、現状をみると、少なくともCAC 40を構成するグローバル企業グループ

表3 共同会計監査役の組合せ (CAC 40)

	2011年	2012年	2013年	2014年
Big 4系 + Big 4系	22	22	23	24
Big 4系 + Local	9	9	5	5
Big 4系 + Big 4系 + Local	4	4	7	6

においては、すべてが Big 4 系の事務所を指名し、そのうち共同会計監査役の両方が Big 4 系の事務所であるケースが 3 分の 2 を占めている。残りの 3 分の 1 の企業グループによって起用されているフランス系の事務所も、比較的規模が大きくグローバルに活動している特定の事務所だけといえる状況である。

グローバル企業グループは、監査事務所のグローバルな知名度や信用を重視したり、グローバル展開するグループ企業全体の監査を依頼できるかどうかを考慮したりするかもしれない。一方、計算書類の利用者も、ローカル事務所よりも Big 4 系の事務所が表明する監査意見により大きな信頼を寄せるであろう。

Big 4 系事務所とローカル事務所では、各々が保有する監査資源の違いによって監査の質に違いが生じ、これが監査事務所、ひいては監査意見に対する信頼の大きさに影響を及ぼす可能性がある。結局のところ、会計監査役としてどんな監査事務所が選択されるかは、事務所が提供する「計算書類の信頼性の保証」というサービスの価値、換言すれば監査の質によって決まることになろう。

そうだとすれば、法令によって複数の会計監査役の選任を義務づけ、少なくともその一方を Big 4 系ではないフランスの事務所とするよう誘導しようとしても、それによって何らかの価値が付加されると認められない限り、多くの企業が利用者からより大きな信頼を得られる監査意見を求めて、Big 4 系の事務所に監査を依頼するのはやむを得ないであろう。すなわち、監査に対する企業や情報利用者のニーズを無視して、第三者が監査人の選任に影響を及ぼすことは難しい（合理的ではない）のである。

7. むすび

会計監査役のパリ・ベルサイユ地方協会は、監査人の独立性を強化するために EU などが提案する監査事務所自体の強制的ローテーション

制度に対して、フランスの共同会計監査役制度の優位性を主張した。そして、事務所を強制的に交替させるのではなく、フランスの共同会計監査役制度のような仕組みを導入した上で、その中で署名者を交替させることを提案した（CRCC, 2012）。単独の監査事務所による会計監査役を一定期間で強制的に交代させる場合に発生するコストや監査の質の低下を回避しつつ、共同会計監査役に対審的調査を行わせることによって、独立性を強化し、監査の質を維持しないし向上させることができると考えたのであろう。

共同会計監査役制度は相互に独立した二重監査ではないため、リスク・アプローチのモデルにおける発見リスクは $(DR_1 \times DR_2)$ という形にはならず、したがって、共同会計監査役制度によっても監査リスク（AR）の水準が著しく低くなるわけではない。しかし、共同会計監査役が協力して監査対象企業の状況をよりの確に理解し、内部統制を適切に評価すれば、重要な虚偽表示リスクの評価精度が高まり、これによって発見リスクのより適切な設定に寄与するかもしれない。そうすれば、 $(DR_1 + DR_2)$ という形であっても、最終的に AR の目標水準をより効率的に達成できるようになる可能性がある。

リスク・アプローチ監査モデルでは、要求される監査の質に合理的な水準（限界）が想定されているように思われる。単独の会計監査役によってこれを達成するのは困難だが共同会計監査役なら可能だというのなら、共同会計監査役制度の存在意義は十分に認められるであろう。しかし、実際には、これによって監査の質が有意に高まったという具体的な証拠があるわけではない。共同会計監査役制度が監査の質を高めるのに有効な仕組みであるかどうかを評価するためには、実証的な分析が必要であろう。

〔付記〕本稿には、科学研究費補助金（基盤 C:24530547）による研究成果の一部が含まれている。

参考文献

- Ach, 2012 : Yves-Alain Ach, Comment le co-commissariat aux comptes ou Joint-audit peut-il assurer une croissance organique équitable en Europe?, *Le blog de l'Audit* (<http://www.blog-audit.com/bonjour-tout-le-monde/> à la date de 03 novembre 2015).
- Benneceb, 2002 : Jeannette Benneceb, Proposition d'un Modèle de l'Efficacité du Co-commissariat aux Comptes dans les Sociétés Anonymes Cotées Française (Rapport de conférence de l'Association Francophone de Comptabilité 2002).
- CRCC, 2012 : Campagne Régionale des Commissaires aux Comptes de Paris et Campagne Regionale des Commissaires aux Comptes de Versailles, *Réforme Européenne de l'Audit* (Communiqué de presse)
- David et Mhirsî, 2011 : Gilles David et Nadia Mhirsî, Etude Exploratoire de la Structuration du Co-commissariat aux Comptes en France (Rapport de conférence de l'Association Francophone de Comptabilité 2011).
- Flageul et Poitou, 2015 : Catherine Flageul et Emilie Poitou, *Revue des Travaux de Co-commissaire aux Comptes*, *Revue Française de Comptabilité*, No.484, p. 7.
- Frémeaux et Noël-Lemaître, 2009 : Sandrine Frémeaux et Christine Noël-Lemaître, Le Co-commissariat aux Comptes sous le Prisme de la Sociologie du Droit, *Comptabilité-Contrôle-Audit*, Numéro thématique, pp. 117-140.
- H3C, 2006 : Haut Conseil du Commissariat aux Comptes, *Avis rendu par le Haut Conseil du Commissariat aux Comptes en application de l'article 1^{er}- 5 du décret du 12 août 1969 sur une saisine individuelle d'un commissaire aux comptes.*
- H3C, 2007 : Haut Conseil du Commissariat aux Comptes, *Avis rendu par le Haut Conseil du Commissariat aux Comptes en application de l'article R. 821-6 du Code de Commerce sur auto-saisine.*
- H3C, 2012 : Haut Conseil du Commissariat aux Comptes, *Avis rendu par le Haut Conseil du Commissariat aux Comptes en application de l'article R.821-6 du Code de Commerce sur la Répartition des travaux entre co-commissaires aux comptes.*
- Le Maux, 2004 : Julien Le Maux, Le Co-commissariat aux Comptes à la Française, *Revue Française de Comptabilité*, No.366, pp. 34-38.
- Le Maux, 2010 : Julien Le Maux, La Pratique du Co-commissariat aux Comptes au sein des Sociétés Cotées, *Revue Française de Comptabilité*, No.438, pp. 68-71.
- Le Maux, 2013 : Julien Le Maux, Le Co-commissariat aux Comptes : de la Théorie à la Pratique des Sociétés Cotées, *Revue Française de Comptabilité*, No.463, pp. 24-27.
- Noël, 2005 : Christine Noël, Le Co-commissariat aux Comptes à la Française, Réponse aux Doutes Soulevés par Julien Le Maux, *Revue Française de Comptabilité*, No.376, pp. 26-29.
- Tudel, 2002 : Michel Tudel, Co-commissariat aux Comptes : l'Indépendance réaffirmée, *Economie et Comptabilité* No.220, pp. 8-9.
- Tudel, 2003 : Michel Tudel, La Responsabilité du Co-commissaire aux Comptes, *Economie et Comptabilité* No.225, pp. 21-22.
- 原・川村, 2002 : 原輝史, 川村義則 「フランスにおける会計監査役の複数制概念について-第8回会計史研究会(ボワチエ, 2002年3月)報告」『産業経営』(早稲田大学産業経営研究所)第33号, pp. 217-251.